

# 耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）実施要領

（趣旨）

第1条 耕作放棄地解消事業（耕作放棄地有効利用促進事業）（以下「本事業」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（事業の目的）

第2条 農地は、食料生産の基盤であるとともに、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有するものであり、県民共通の財産である。

国では、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）で、「荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を戦略的に進める」ことが掲げられている。

本県においても、農業者の高齢化や担い手の減少等の要因により耕作放棄地の増加は喫緊の課題となっている。また、地域の農業生産を維持するためには、農地及び担い手の確保が不可欠である。再生利用が可能な耕作放棄地を積極的に解消し担い手に農地を集積・集約化することで効率的作業が可能となり、規模拡大等により農業生産力を向上させるため、本事業を実施し、農地及び担い手の確保に資することを目的とする。

（実施主体）

第3条 補助事業者は、市町村又は市町村農業委員会とする。

（実施区域）

第4条 本事業の実施区域は、熊本県内において、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第2項第1号に規定する地域計画の区域（同条第5項の地域計画の変更により事業実施年度から翌年度までに地域計画の区域となることが確実と見込まれる区域を含む）とする。

（事業の内容）

第5条 本事業の内容は次のとおりとする。

## 1 事業の採択要件

本事業の採択要件は、次のとおりとする。

### （1）補助事業者が、耕作放棄地対策に取り組むこと。

事業主体は、耕作放棄地を農地へ再生する者で、再生作業後の当該農地において5年間以上耕作する地域計画に位置付けた農業を担う者、又は地域計画に位置付けた農業を担う者となることが確実と見込まれる者とする。事業主体が交付対象農地を範囲に含む地域計画の農業を担う者に位置付けられていない場合は、事業実施年度から翌年度までに、地域計画の農業を担う者に位置付けること。

- (2) 再生された農地においては、原則、5年間は事業主体が耕作するよう補助事業者において指導すること。  
 なお、採択要件を満たさなくなった場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

## 2 交付対象農地

交付対象農地は、農地法第32条第1項第1号に該当する農地で、(1)又は(2)の要件を満たす農地とする。

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく権利の設定を行った農地とし、農地中間管理権の設定期間は以下に掲げるものとする。

| 農地への農業を担う者の位置付け               | 農地の区分                                                                  | 農地中間管理権の設定期間 |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 地域計画の目標地図に農業を担う者が位置付けられていない農地 | 人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地（以下「緑区分」という。）          | 5年以上10年未満    |
|                               | 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地（以下「黄色区分」という。） | 5年以上         |
| 地域計画の目標地図に農業を担う者が位置付けられている農地  | 緑区分または黄色区分                                                             | 5年以上         |

- (2) 事業主体が農地を新たに所有する場合は、農地の取得日から本事業の申請日までの期間が1年を超えないこと。

## 3 助成金の交付

- (1) 助成金を交付する取組みは以下のとおりとする。

(ア) 再生作業：耕作放棄地を農地（耕作地）へ再生する取組みに対して、助成金を交付する。

(イ) 営農定着：(ア)により再生された農地における同年度の営農定着の取組みに対して、助成金を交付する。

なお、営農定着の取組みとは、営農資材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等とする。

- (2) 交付額の算定

交付額の算定方法は、再生された農地面積×単価（額）（千円未満は切捨て）によるものとし、単価は次に掲げるとおりとする。

| 事業メニュー | 助成額                 |
|--------|---------------------|
| 再生作業   | 定額：10アール当たり 30,000円 |
| 営農定着   | 定額：10アール当たり 10,000円 |

また、事業対象農地の面積は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (ア) 農地台帳に記載されている面積
- (イ) 登記事項証明書に記載されている面積
- (ウ) 実測面積

なお、再生された農地に対する助成金の交付は、初年度に1回限りとする。

(事業実施計画等の提出及び承認)

第6条 事業実施計画等の提出及び承認は次のとおりとする。

1 事業実施計画の承認申請

補助事業者は、本事業を実施しようとするときは、要項第3条の事業実施計画承認申請書に耕作放棄地解消事業実施計画書(別記第1号様式)を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更申請等

次に掲げる計画書及び実績書の様式は、別記第1号様式を準用する。

- (1) 要項第5条第1項の事業実施変更計画書
- (2) 要項第6条第2項第1号の事業計画書
- (3) 要項第8条第2項の事業変更計画書
- (4) 要項第13条第2項第1号の事業実績書

(作付状況報告)

第7条 実施主体は、第5条1の(2)に規定する再生された農地の作付状況について作付けを開始した年から5年間知事に報告しなければならない。なお、報告様式は別記第1号及び第2号様式とし、作付状況を確認した日の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

ただし、交付を受けた年度に作付けした場合、初年度の報告は要項第13条の規定による実績報告をもってこれに代えることができるものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和２年１０月９日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年５月３０日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年７月２９日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年７月２８日から施行する。